

第2回 登録船舶管理事業者評価制度検討会 議事概要

・日時:平成31年3月6日(水) 14:00~16:00
・場所:公益財団法人日本海事センター 201・202会議室

- 登録船舶管理事業者への第三者評価の実施やその結果の公表の中で、体制や業務の質等について、事業者間での差別化が図られる仕組みにする必要があるのではないか。
- 内航海運が持続的に機能し得るようになるために、船員の働き方改革の中で、船舶管理事業者が果たす役割もあるのではないか。
- 第三者評価機関が複数生じた際、各機関で評価にバラつきがないようにすべきではないか。また、船舶管理事業者の活用を促進していく上で、評価への取り組みやすさと、評価結果の質の担保とのバランスをとる必要があるのではないか。
- 評価項目について、絞り込みを行ったことについては評価したい。その上で、評価項目以上のことをやっている事業者については、そのことを発信できるような仕組みにしてはどうか。
- 本評価制度における第三者評価機関は、登録船舶管理事業者の業務等については是正まで行うのではなく、あくまで事実を基に評価を行うものであり、報告された評価を踏まえて、国が場合によっては指導等を行うという理解。
- 評価の中で、被評価者が提出する写真等のエビデンスについて疑義が生じた場合、第三者評価機関は、訪船やインタビューを通じて、必要な対応をとることとしてはどうか。
- 船舶保守管理業務に対する確認・評価について、評価を通じた安全性の担保の水準と、評価を行う側の負担を勘案する必要がある。書面審査を中心とするが、今後の評価制度の運用状況を踏まえた上で、必要に応じて制度として改善を図ることとするのはどうか。
- 任意の登録制度であることから、制度の活用を促進するためには、評価を受ける費用に対して相応のプラスの効果があることを示す必要があるのではないか。また、国土交通省自身が評価を実施せず、料金も指定しないということであれば、複数の第三者評価機関がある場合には、料金が低額な評価機関に集中しないような仕組みが必要ではないか。一方で、評価に係る費用があまり高額になるようでは、登録制度全体の利用が進まないのではないか。
- 第三者評価機関としての要件については、組織としての基準のほか、組織に属する審査員に求める力量や資質についても検討する必要があるのではないか。
- 更新時以外に任意で行う評価については、国への報告・公表を義務付けるものではないが、第三者評価機関は実施した評価の実績について、年度毎に国へ報告させるものとしてはどうか。
- 評価結果の公表においては、公表様式の中で、適合・不適合の数等により、一定事業者間の差別化が図られると考えられる。評価実施に用いるチェックリストの結果を国は公表しないが、評価を受けた登録船舶事業者が任意で公開することについては差支えないこととしてはどうか。